

Q.

中国所在の現地子会社について、増資手続きを進めるにあたり資本信用証明書の提出を求められました。この書類はどのようなものでしょうか。信用金庫でも発行してもらえますか（サービス業）

A

資本信用証明書とは、外資企業が既存の現地子会社の増資をする際、駐在員事務所を設立する際等の手続き時に当局から提出を要請されることがある書類です。発行依頼の際は、お取引実績のある信用金庫等にご相談ください。また、信金中金から作成例を提供することも可能です。

解説

1. 資本信用証明書とは

資本信用証明書は、中国語では短縮して「資信証明」といいます。

外国投資者となる企業や個人が本国で金融機関と取引があるという事実を証明するものであり、信用金庫等の取引金融機関に対して発行を依頼します。

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)